

第七回国会 大蔵委員会議録 第十号

昭和二十五年二月八日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

- 委員長 川野 芳滿君
- 理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君
- 理事小山 長規君 理事前尾繁三郎君
- 理事川島 金次君 理事河田 賢治君
- 理事内藤 友明君

- 佐久間 徹君 塚田十一郎君
- 若米地英俊君 西村 直巳君
- 三宅 則義君 宮崎 靖君
- 田中織之進君 宮腰 喜助君
- 竹村奈良一君 奥村又十郎君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 水田三喜男君
- (主計局長) 石原 周夫君
- 大蔵事務官 大蔵事務官

- 委員外の出席者 専門員 黒田 久太君
- 専門員 椎木 文也君

二月六日

委員赤松勇君辞任につき、その補欠として田中織之進君が議長の指名で委員に選任された。

二月七日

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第一七号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第一八号)

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

第一類第六号 大蔵委員會議録第十号

昭和二十五年二月八日

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第二〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月六日 財産税による物納土地及び家屋の換価処分促進の陳情書(室蘭市議會議長宇賀長字賀金男)(第一五〇号)

旧軍用建物地方公共団体に無償拂下げの陳情書(室蘭市議會議長宇賀金男)(第一六一号)

戦災都市に富くじ発売権付與に關する陳情書(姫路市長石見元秀外十九名)(第一六八号)

久留米が、業者に対する所得税の過重課税に關する陳情書(福岡県三潞郡西牟田町久留米が、工業協同組合理事長高橋庄次郎)(第一六九号)

養蚕業者に対する課税に關する陳情書(熊本県玉名郡神尾村野田養蚕農業協同組合長西島三代喜外八名)(第一七〇号)

国費関係会計事務に要する経費全額国庫負担の陳情書(広島県知事楠瀬常猪外五名)(第一七八号)

社会教育団体に対する免税等の陳情書(社会教育連合会長戸田貞三)(第一八一号)

印章入に対する物品税廃止の陳情書(大阪府中河内郡八尾局区内高安村大字山畑四百番地正木香治郎)(第一八九号)

齒科医に対する所得税軽減等の陳情書

書(日本齒科医師会会長佐藤運雄)(第二〇七号)

物品税法の廃止に關する陳情書(四国製紙工業連合会長土居政之助)(第二二四号)

たばこ民営反対に關する陳情書(全専売労働組合鹿児島支部長橋元榮三)(第二三〇号)

機帆船業者の滞納整理期日延期に關する陳情書(広島県御調郡向島西村富浜内河恒太郎外百八十八名)(第二三四号)

国家公務員共済組合法改正の陳情書(全国特別調達庁職員労働組合有可壽滿男外七名)(第二四七号)

たばこ民営反対に關する陳情書(大分県議會議長安部雅也)(第二五七号)

漁業に対する課税の適正化に關する陳情書(西日本水産振興會理事長林與一郎)(第二六三号)

税制改正に關する陳情書(神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎外一名)(第二六七号)

視覚教育に対する免税の陳情書(長崎県教育委員會視覚教育係長尾尾俊治外六名)(第二七〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第一七号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補

てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第一八号)

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第二〇号)

○川野委員長 これより會議を開きます。

會議に入る前に皆様に御報告申し上げたいと存じますが、長期資金の確保の問題につきましては、従来復興金融庫において貸出しを行つておつたのであります。先般これが新規の貸出しを停止いたしましたことは、皆御承知の通りだと存じます。しかしその結果長期資金の問題について、非常に國民が困つておつたわけであり、この長期資金確保のために今般勸銀、北拓、市中銀行、農林中央金庫あるいは商工組合中央金庫等にも、債券の発行を復活するよういたしましたらというところで、実は政府の方でも決定いたしましたわけであり、さらに見返り資金による増資株式の引受け問題であります。これも実は引受けることに決定を見ました。さらに金融機関の配当の問題であります。これも配当を中止されておつた実情でございますが、今回金融機関の配当も復活するといふことになるわけであり、この問題について実は政府といたしま

しても、これらの問題の解決の見通しがついたことについて、これから發表を行つておきます。事前に大蔵委員会にも發表するからという御相談がございました点を、御報告申し上げます。

○川野委員長 それでは昨日本委員会に付託されました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、失業保険特別会計法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案の四法律案を一括議題として政府の説明を求めます。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年において、一般会計から、九億一千五百二十万六千円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計農業勘定から、その繰

入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入金を充てる法律案

食糧管理特別会計の不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律

政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

失業保険特別会計法の一部を改正する法律

第三條中「一般会計及び郵政事業特別会計」を「一般会計、郵政事業特別会計及び積立金」に改める。

第十三條の二を第十三條の三とし、第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 この会計の積立金は、失業保険給付の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

昭和二十五年二月二十日印刷

入に繰り入れることができる。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 政府は、前項の規定による繰入金に充て、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○水田政府委員 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、外三法律案の提出理由を御説明申し上げます。

まず農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案について御

説明いたします。農業共済再保険特別会計農業勘定におきましては、昭和二十五年四月一日から、再保険金等四十二億二千六百九十七万円を計上いたしておりますが、その歳入として、再保険料、食糧管理特別会計からの受入金、農業災害補償法第十三條の二の規定による一般会計からの受入金等、三十三億一千七百七十六万七千七百六十円、差引き九億九千五百

二十万六千円の歳入不足を生ずるのであります。この歳入不足額は、昭和二十五年四月一日において異常災害が発生したために生じたものであります。この不足額については、そのような事態の発生した場合には、一般会計から繰入金をして、これを補填することができるとしようとするものであります。

昭和二十五年二月二十一日発行

価格の値上りに伴う家計費に及ぼす影響等を考慮いたしまして、昭和二十二年四月から、引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことができないこと

の臨時的措置を講じて参つたのであります。昭和二十五年四月におきましても、別途法的措置を講じ、同様の臨時措置を継続することといたす予定であります。これに伴いましてこの会計から

農業共済再保険特別会計に繰り入れます。一般会計からこの会計に繰り入れることができないこととして、この会計に

生じます歳入不足を補填することといたしたいと存する次第であります。

次に失業保険特別会計法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

失業保険特別会計は、昭和二十五年四月一日から、毎月日雇い労働者を除き、失業保険受給者が常時三十万人あるとの見込みをもつて、これに対する失業保険金月額十億円を予定しているものであります。昭和二十四年度におきまして、当初の予定計上額に対し保険給付が激増いたしました。経

験にかんがみ、予測できない事態の発生に備えて、右の歳出に計上した保険金のほか、さらに年間十万人分四十億円を予備費として計上いたすこととしたのであります。しかしその財源といたしましては、この会計の積立金を一部取りくずしまして、一時これが財源に充てる道を開くことといたしたいのであります。

次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について、御説明申し上げます。

開拓者資金融通法による農地の開拓者に対する資金の貸付に関する歳入歳出につきましては、開拓者資金融通特別会計を設けて経理いたしておりますが、この貸付金の財源は、従来この会計の負担で発行する公債または借入金によつて、調達して参つたのであります。健全財政の見地から妥當でないと思われまので、昭和二十四年度におきましては、第五回国会の議決を経て、一般会計からの繰入金をもつてその財源に充てたのであります。昭和二十五年四月におきましても、二十四年度と同様の趣旨をもつて、営農資金として十億九千九百四十五万円、共同施設資金として九千四百三十五万円、合計十一億八千九百八十万円の貸付を計画いたしておりますので、この額を一般会計から繰入れまして、貸付金の財源に充てることといたしたいと考える次第であります。

なおこの繰入金につきましては、将来貸付資金がこの会計へ償還されますので、この繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより、一般会計へ繰りもどす規定を設けることといたしたいのであります。

以上四法律案について提案の理由を御説明いたしました。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○川野委員長 それでは質疑はあとまわしにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

衆議院事務局 印刷者 印刷庁

午前十一時十一分散会